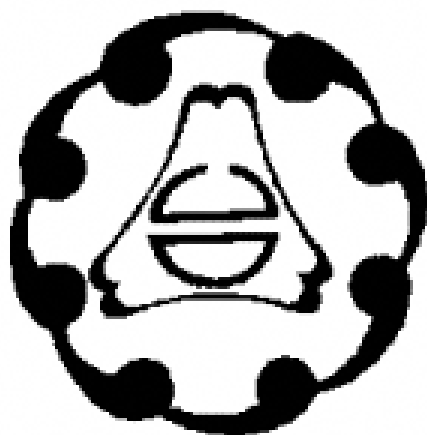


P T A 規 約

個人情報取扱規則



横浜市立富士見台小学校P T A

6 年 間 要 保 存

横浜市立富士見台小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

[第1条] 本会は、横浜市富士見台小学校PTA（保護者と教職員の会）と称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

[第2条] 本会は、保護者と教職員の協力により、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図る事を目的とする。

[第3条] 本会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. 学校、家庭及び地域との連携により児童の心豊かな育成を図る。
2. 学校の教育的環境の整備を図る。
3. 会員相互の親睦と融和を図る。

第3章 方針

[第4条] 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。

1. 本会は、児童のための、よりよき教育の確立・福祉増進のため、保護者と教職員が共同の責任のうえにたつものである。
2. 本会は、児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
3. 本会役員の名で、営利的、宗教的、政党的な行為をしない。また本会は、本来の事業以外の活動を行わない。
4. 学校の人事、その他の管理には、干渉しない。

第4章 会員

[第5条] 本会の会員の規定は次の通りとする。

1. 富士見台小学校に在籍する児童の保護者。
2. 富士見台小学校の校長及び教職員。
3. 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

[第6条] 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

[第7条] 会費の額、及び寄付金などを求める場合は、総会において承認を得なければならない。

[第8条] 会員は、会費を納める。会費は児童1人あたり月額 400円とする。
但し、3人目以降の在籍児童は会費免除。(月額上限 800円まで。)

[第9条] 本会の資産は、第2章の目的及び活動のため以外に使用してはならない。

[第10条] 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

[第11条] 本会の役員は、次の通りとする。

会長	1名	(保護者)
副会長	1～2名	(保護者)
書記	2～3名	(保護者 1～2名、教職員 1名)
会計	2名	(保護者と副校長)

*保護者役員の数、は、実行委員会が認めた場合に、その年度に限り
数名の増員を認める。

その場合は以下の通りとする。

会長	1名	(保護者)
副会長	1～2名+数名	(保護者)
書記	2～3名+数名	(保護者1～2名、教職員1名)
会計	2名	(保護者と副校長)

[第12条] 役員の仕事及び任期は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会・実行委員会を招集しその決定に基づいて会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には、その代理を務める。
3. 書記は、総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種会合の事務連絡を図る。
4. 会計は、会計事務を正確に処理し、総会において会計報告をする。
5. 予算案を立案し、総会に図る。
6. 任期は1年とする。ただし必要と認めるときは再任を妨げない。
7. 会長に欠員が生じた場合に限り、副会長が昇格する。会長以外の役員に欠員が生じた場合は、実行委員会の決議により補充できる。
補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 役員・会計監査・各部専門委員の兼任は認めない。

第7章 顧問

- [第13条] 本会は助言・指導・相談役として顧問を置くことができる。
顧問は校長とする。

第8章 会計監査

- [第14条] 本会の会計監査は、次の通りとする。
会計監査 2名 (保護者)
- [第15条] 会計監査の任務及び任期は、次の通りとする。
1. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 2. 任期は1年とする。ただし必要と認めたときは再任を妨げない。

第9章 役員及び会計監査の選出

- [第16条] 役員候補者及び会計監査、委員会正副委員長候補者を選出するために選出委員会を置く。
- [第17条] 選出委員の構成は次の通りとする。
1. 各学年1名を選出する。同一会員の複数学年の兼任を認めない。
 2. 実行委員、本部役員の中から2～3名を選出する。
 3. 教職員の中から2名を選出する。
- [第18条] 会長は、1学期中に選出委員会を立ち上げる。
- [第19条] 選出委員は、互選により委員長を選出し、委員長は選出委員の構成を全会員に公表する。
- [第20条] 選出委員会は、定員の過半数の出席者をもって成立し、出席委員の過半数により賛否を決定する。
- [第21条] 選出委員会は、候補者の同意を得た後に役員・会計監査・委員会正副委員長の候補者を挙げ、総会の7日前までに全会員に通知する。
- [第22条] 選出委員会は、役員及び会計監査が承認された時をもってその任期を終了する。

第10章 総会

- [第23条] 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成する。
- [第24条] 総会は、定期総会(5月、2月頃)及び臨時総会とする。
1. 第一回PTA総会 ①会計監査を経た年度決算報告の承認
②年間活動計画の審議と承認
③年間予算の審議と承認
④役員及び会計監査の紹介

- ⑤その他必要事項の審議など
- 2. 第二回PTA総会 ①年間活動報告
②次年度役員及び会計監査の選出と承認
③その他必要事項の審議など
- 3. 臨時総会 会長または、実行委員会が必要と認めた場合、或いは
全会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時
総会を開く。

[第25条] 総会の定足数は、会員の5分の1以上とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11章 役員会

[第26条] 役員会は、役員と校長で構成される。

[第27条] 役員会は、必要に応じて開かれるが、その半数以上の出席がなければ成立しない。

[第28条] 役員会の任務は、次の通りとする。

1. 実行委員会の議案の準備をする。
2. その他、必要な事項についての審議、検討をする。

第12章 実行委員会

[第29条] 実行委員会は、本会の役員、各専門委員会の正副委員長、校長によって構成される。

[第30条] 実行委員会は、実行委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

[第31条] 実行委員会の任務は、次の通りとする。

1. 各専門委員会によって立案された事業計画を審議、検討し、実行に移す。
2. 総会に提出する議案を調整し、作成する。
3. 必要がある場合に、特別委員会を設ける。
4. その他、本会の目的達成のための計画を立案する。

[第32条] 実行委員会は、原則として毎月1回開く。必要に応じて、臨時実行委員会を開く。

第13章 専門委員会

[第33条] 本会の活動を充実させるため、学年学級、保健、広報、校外、の4委員会を置く。

[第34条] 校外委員会を除く各専門委員会は、各学級からの若干名の保護者と教

職員によって構成される。

[第35条] 校外委員会は、各地区より選出された保護者と教職員によって構成される。

[第36条] 専門委員の兼任は認めない。

[第37条] 各専門委員会の事業計画は、実行委員会に図る。

[第38条] 各専門委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年学級委員会

学年や学級の交流、懇親を深めるための活動をする。

2. 保健委員会

学校の保健活動に協力し、保健衛生についての関心を高めるための活動をする。

3. 広報委員会

PTA活動に対する意識向上と、会員同士の共通理解を深めるための広報活動をする。

4. 校外委員会

学校、家庭、地域間の連絡や調整にあたり、児童の校外における健全育成や地域社会の教育的環境を整える活動をする。

第14章 特別委員会

[第39条] 本会の運営のために、総会または実行委員会が必要と認めた時は特別委員会を置くことができる。

[第40条] 特別委員会は、特定の活動を遂行し、その目的を達成した時に解散する。

[第41条] 特別委員会の事業計画は実行委員会に図る。

第15章 改正

[第42条] この会の規約は、実行委員会を経て、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

[第43条] 改正案は、総会の2週間前までにその内容を全会員に通告し、改正点の周知を図る。

細 則

第1章 細則について

[第1条] 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て定める。

[第2条] なお、細則の決定と改正は総会に報告する。

第2章 地区名とブロック分けについて

	Aブロック	Bブロック
地 区 名	岩井町原第1 (保)	元久保町 (西)
	岩井町原第2 (保)	東台会 (西)
	岩井町原第3 (保)	東睦会 (西)
	岩井町原第4 (保)	東風会 (西)
	岩井町原第5 (保)	清水ヶ丘 (南)
	岩井町 (保)	西久保町 (保)
		駅前ハイツ (保)

※校外委員の人数を考慮し、必要があればA・Bのブロック編成を変更する。

第3章 PTA班編成

[第1条] 役員、会計監査、選出委員、校外委員、以外の保護者会員全員が学級の3つの班(学年学級委員班、保健委員班、広報委員班)のいずれかに所属する。

[第2条] 保護者会員は、4月当初、PTA班編成希望表を提出し、第1回学級懇談会終了後調整する。

[第3条] 学級の3つの班(学年学級委員班、保健委員班、広報委員班)より専門委員(班長・副班長)を数名(2～3名)選出する。

[第4条] 学級の班員の活動は、学級の専門委員(班長・副班長)の連絡で決める。

第4章 PTAサークル

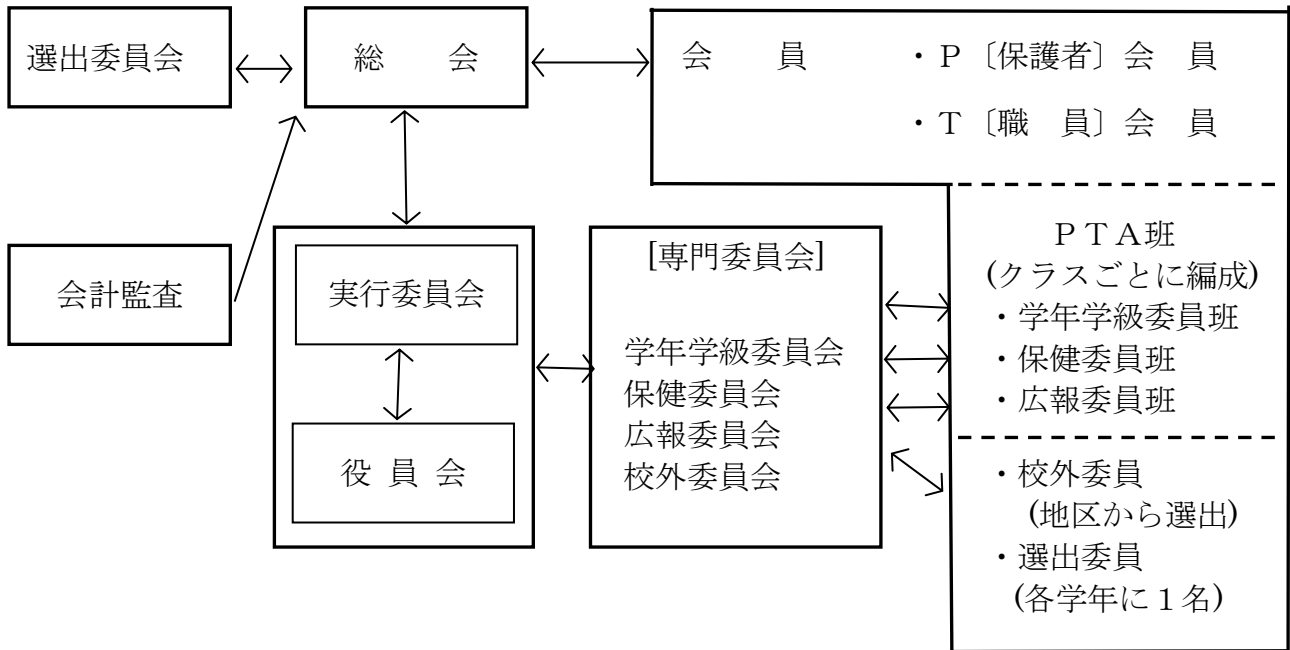
[第1条] 役員会、実行委員会の承認をもってPTAサークルは発足することができる。

[第2条] PTAサークルの代表者は、本会の会員とする。

付 則

昭和28年4月 1日 制定	平成14年3月 3日 一部改正
昭和38年3月16日 一部改正	平成15年3月 3日 一部改正
昭和39年2月28日 一部改正	平成19年3月 2日 一部改正
昭和45年4月30日 一部改正	平成22年3月 1日 一部改正
昭和46年4月30日 一部改正	平成23年3月 1日 一部改正
昭和50年4月 1日 一部改正	平成27年2月26日 一部改正
昭和52年3月11日 一部改正	平成29年2月23日 一部改正
昭和54年3月 一部改正	平成30年2月27日 一部改正
昭和55年5月21日 一部改正	平成31年2月26日 一部改正
昭和57年5月14日 一部改正	令和 4年2月18日 一部改正

P T A 組 織 図



* 班長・副班長は各クラスの班から2～3名決める

* 細則第3章PTA班編成参照

富士見台小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 富士見台小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員・実行委員などとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) PTA活動（管理、文書の送付、名簿の作成など）

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに P T A 会長(管理者)に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、P T A 役員・実行委員などに対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「富士見台小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。